

知的財産管理室知的財産顧問及び知的財産管理室知的財産アドバイザーに関する申合せ  
国立大学法人和歌山大学知的財産管理室知的財産顧問及び国立大学法人  
和歌山大学知的財産管理室知的財産アドバイザーに関する申合せ

制 定 平成17年 3月18日  
法人和歌山大学規程第 399号

(趣旨)

第1 この申合せは、国立大学法人和歌山大学知的財産管理室管理運営要項第6第2項に基づき、国立大学法人和歌山大学知的財産管理室知的財産顧問（以下「知的財産顧問」という。）及び国立大学法人和歌山大学知的財産管理室知的財産アドバイザー（以下「知的財産アドバイザー」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2 国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）の知的財産の活用・権利化等を促進し、本学知的財産管理室と連携し、出願・維持・管理を円滑かつ効率的に行える体制と事務処理を図ることを目的とする。

(知的財産顧問及び知的財産アドバイザーの要件)

第3 知的財産顧問は、弁理士、企業の特許実務経験者、研究開発実務経験者等とする。

2 知的財産アドバイザーは、知的財産の取扱に関して知識を有する学内教職員をもって充てる。

3 知的財産顧問及び知的財産アドバイザーは若干名とする。

4 知的財産顧問及び知的財産アドバイザーは、知的財産管理室で選考のうえ、学長が委嘱又は兼務を命ずる。

(知的財産顧問及び知的財産アドバイザーの業務)

第4 知的財産顧問及び知的財産アドバイザーの業務は、知的財産に係る次の業務とする。

2 知的財産顧問の業務

- (1) 知的財産の創出及び権利化に関すること
- (2) 知的財産に関わる各種情報提供に関すること
- (3) 教職員、学生への知的財産に係る啓発と研修に関すること
- (4) 機密保持契約、ライセンス契約などの契約に関すること
- (5) その他知的財産に関すること

3 知的財産アドバイザーの業務

- (1) 共同研究等における知的財産の取扱に関すること
- (2) その他知的財産に関すること

(委嘱又は兼務の期間)

第5 知的財産顧問及び知的財産アドバイザーの委嘱又は兼務の期間は、1年以内とする。ただし、必要がある場合は、更新することができる。

(費用等の負担)

第6 知的財産顧問の業務に伴う経費は、本学が負担する。なお、手当及び交通費は、国立大学法人和歌山大学非常勤講師雇用規程第8条、第9条第1項及び第10条を準用する。また業務に伴う旅費は国立大学法人和歌山大学旅費規程を準用し、旅費の支給は役員相当とする。

知的財産管理室知的財産顧問及び知的財産管理室知的財産アドバイザーに関する申合せ

(雑則)

第7 この申合せに定めるもののほか、知的財産顧問及び知的財産アドバイザーに関して必要な事項は別に定める。

附 則

この申合せは、平成17年4月1日より施行する。